

日本水道協会 水道料金算定要領（平成 27 年 2 月改定） 抜粋

II 説明資料

3. 料金体系

(2) 定義

ニ 固定費

固定費は、営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要なとされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したものである。

ホ 変動費

変動費は、薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例する費用である。

(3) 個別原価計算基準

イ 基本的考え方

固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とするものが考えられる。しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額となり料金制度そのものとしても問題があると同時に、水道事業における生活用水の低廉な確保という料金設定の原則にももとることとなる。

ホ 特別措置

(イ) 基本料金の軽減措置

固定費の配賦にあたっては、資本費用を控除又は軽減して配賦することができる。

(4) 個別原価計算基準修正措置

イ 修正措置の目的

前記(3)ホの特別措置を講じても、基本料金が現行料金をかなり上回るため直ちに実施することが困難な事業もあると考えられる。したがって、基本料金のより低廉化を図るためには経過的な修正措置を講じることも考えられるが、水道事業の運営に支障をきたすことのないよう留意する必要がある。